B　次の算式によつて算定した額

算式

$$\sum_{n=3}^{7}\{A_n \times (1 - C_n / B_n) + D_n \times (1 - F_n / E_n)\}$$

$A_n \times (1 - C_n / B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n / E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

C　次の算式によつて、公営住宅法改正法の規定による改正後の公営住宅法（以下「新公営住宅法」という。）第２条第２号に規定する公営住宅（以下「新法公営住宅」という。）、旧公営住宅法に基づき整備された公営住宅（昭和55年度以降管理開始されたものに限り、住宅地区改良法第29条第１項において準用する場合を含む。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第２条第６号に規定する改良住宅、小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年４月５日付け建設省住整発第26号）第２第７項に規定する小集落改良住宅、密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成６年６月23日付け建設省住市発第46号）第２第11号に規定するコミュニティ住宅、「住宅地区改良事業に準ずる事業の取扱いについて」（昭和49年９月１日付け建設省住整発第91号）に基づき建設または購入された住宅及び改良住宅等管理要領（昭和54年５月11日付け建設省住整発第25号）第２第16号に規定する更新住宅（以下「旧法公営住宅等」という。）並びに特定借上・買取賃貸住宅制度要綱（平成７年４月１日付け建設省住備発第10号）に規定する特定借上・買取賃貸住宅（以下「特定住宅」という。）及び特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱（平成６年６月23日付け建設省住建発第50号。以下「特目要綱」という。）に基づく特定目的借上公共賃貸住宅（以下「特目住宅」という。）のそれぞれについて次の算式によつて算定した額の合算額

算式

B　次の算式によつて算定した額

算式

$$\sum_{n=2}^{7}\{A_n \times (1 - C_n / B_n) + D_n \times (1 - F_n / E_n)\}$$

$A_n \times (1 - C_n / B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n / E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

C　次の算式によつて、公営住宅法改正法の規定による改正後の公営住宅法（以下「新公営住宅法」という。）第２条第２号に規定する公営住宅（以下「新法公営住宅」という。）旧公営住宅法に基づき整備された公営住宅（昭和55年度以降管理開始されたものに限る。住宅地区改良法第29条第１項において準用する場合を含む。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第２条第６号に規定する改良住宅、小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年４月５日付建設省住整発第26号）第２第７項に規定する小集落改良住宅、密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成６年６月23日付建設省住市発第46号）第２第11号に規定するコミュニティ住宅、「住宅地区改良事業に準ずる事業の取扱いについて」（昭和49年９月１日付建設省住整発第91号）に基づき建設または購入された住宅及び改良住宅等管理要領（昭和54年５月11日付建設省住整発第25号）第２第16号に規定する更新住宅（以下「旧法公営住宅等」という。）特定借上・買取賃貸住宅制度要綱（平成７年４月１日付建設省住備発第10号）に規定する特定借上・買取賃貸住宅（以下「特定住宅」という。）並びに特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱（平成６年６月23日付建設省住建発第50号。以下「特目要綱」という。）に基づく特定目的借上公共賃貸住宅（以下「特目住宅」という。）のそれぞれについて次の算式によつて算定した額の合算額

算式